

冬期検針について

三朝町役場建設水道課
上下水道係

簡易水道区域について、12月から2月までの間は検針を行わないため、その間は同年10月、11月の使用水量の平均値（以下、「暫定水量」という。）により使用水量を算出しています。

※1）簡易水道区域の一部地域を除きます。

※2）冬期とは12月から翌年2月の期間を指します。

暫定水量の計算方法

例）10月、11月の使用水量が合計24 m³の場合、平均値である12 m³が冬期一か月分の使用水量（＝暫定水量）となります。なお、暫定水量が基本使用水量未満の場合、基本使用水量の請求となります。

φ13での計算例

$$40 \text{ m}^3 \text{ (2か月合計)} \div 2 \text{ か月} = \underline{20 \text{ m}^3 \text{ (暫定水量)}}$$

$$10 \text{ m}^3 \text{ (2か月合計)} \div 2 \text{ か月} = \underline{5 \text{ m}^3 \text{ (暫定水量) 但し請求は基本水量10 m}^3}$$

冬期明けの水量について

冬期明け初回の検針は3月となります。

3月検針による指針は「未検針期間＋3月使用水量＝4か月分」となりますので、その値から暫定水量×3か月分を差し引き、残った一か月分の水量を3月使用水量として請求します。

ただし、3月請求における水量の上限はそれまでの暫定水量とし、下限は基本使用水量としています。

なお、冬期中の暫定水量の合計が実使用水量より多くなった場合、その差異を翌月以降の超過分から水量を差し引くことで調整します。

φ13での暫定水量が20 m³の場合の初回検針水量計算例

$$90 \text{ m}^3 \text{ (3月検針値)} - 60 \text{ m}^3 \text{ (暫定水量} \times 3) = 30 \text{ m}^3 \quad \div \quad \underline{20 \text{ m}^3 \text{ (上限は暫定水量)}}$$

$$65 \text{ m}^3 \text{ (3月検針値)} - 60 \text{ m}^3 \text{ (暫定水量} \times 3) = 5 \text{ m}^3 \quad \div \quad \underline{10 \text{ m}^3 \text{ (下限は基本使用水量)}}$$

$$45 \text{ m}^3 \text{ (3月検針値)} - 60 \text{ m}^3 \text{ (暫定水量} \times 3) = \underline{-15 \text{ m}^3 \text{ (超過水量から差し引いて調整)}}$$